

# 構成案（雛形）

## 生産工学概論

章 節	項	内 容	図 表 かこみ	頁
本扉 目次				6
第1章 生産および工場				2
第1節 生産のしくみ	1. 工場組織 2. 生産管理 3. 受注(販売計画) 4. 設計 5. 生産計画 6. 資材調達 7. 製造 8. 製品検査 9. 製品在庫	工場組織の定義 生産管理の機能、計画機能、統制機能 受注契約 設計の意義 工数計画、日程計画、生産計画の内容と役割、生産統制 資材調達の入手経路 生産手段の分類、手作業、機械加工、装置生産 検査の意義 製品在庫の意義 ばらつき調整 在庫の種類	図 工場組織 図 管理サイクル 図 在庫の種類	11
第2節 生産の様式	1. 受注形態による分類 2. 製品種類と生産量による分類 3. 仕事の流し方による分類 4. 三つの分類基準の関連性	受注生産、見込み生産 多種少量生産、少種大量生産 個別生産、ロット生産 生産様式	図 生産様式の体系図	2
第3節 生産活動の構成要素	1. 人 (Man) 2. 機械設備 (Machine) 3. 原材料 (Material)	集団作業(組織)、現業部門、管理部門、直接工、間接工、作業編成 道具類、機械類、施設類 形態による分類(金属加工の場合) 用途による分類 在庫による分類	図 組織図 図 直接工の種類 図 作業編成の基本型 図 ベアリング	6
第2章 生産の合理化				2
第1節 生産合理化の対象	生産合理化	生産の3要素 需要の3要素	図 生産活動の体系図	1
第2節 生産合理化の評価	1. 生産性の向上 2. 販売性の向上	労働生産性の向上、設備生産性の向上、原材料生産性の向上 品質の向上 原価の低減 納期の強化	図 製造原価の低減	3
第3節 生産合理化の推進	1. 作業能率の向上	主作業の改善 付随作業の改善 準備段取作業の改善 余裕作業の改善	図 作業内容の分類	3

## 用語

■模倣 (imitation) : 自分で作り出すのではなく、すでにあるものをまねなうこと。

■盗作 (plagiarism) : 他人の作品の全部または一部を自分のものとして無断で使うこと。

■剽窃 (plagiarism) : 他人の詩歌・文章などの文句または説をぬすみ取って、自分のものとして発表すること。

■盗用 (steal) : ぬすんで使用すること。

(広辞苑第四版・新村 出・岩波書店より)

(注) 創作、引用以外の用語は、著作権法の用語ではない。

## JIS「日本工業規格」の略称 Japanese Industrial Standard

JIS は、通産省の工業技術院が担当 (TEL 03-3501-1511) し、規格を決めている。

JIS 規格は著作権法 13 条（権利の目的とならない著作物）に該当する。

したがって、JIS 規格を引用する場合、法律上は出所の義務はない。

しかし、現在 JIS の種類は 8100 件もあり、JIS の記号を表示しないと何の JIS であるのか分からないので表示することが妥当であると考える。

JIS ハンドブックが（財）日本規格協会 (TEL 03-3583-8007) から発行されているが、JIS ハンドブックの中の解説は、当該財団が著作権者であるので、複製等の利用をする場合は当然、当該財団から許諾を得ることが必要となる。

因みに、JIS 規格は原則 5 年に 1 回見直しがされている。

## 著作権に関する参考文献

区 分	図書名	定価	著作者名	出版社名(発行者)	電話番号
○	著作権法逐条講義(改訂新版)	10,000	加戸守行	(社)著作権情報センター	03-3501-5539
○	著作権法ハンドブック	2,800	著作権法令研究会編著	(社)著作権情報センター	03-3501-5539
○	著作権法入門(平成8年度版) 著作権関係法令集 平成8年版 コピーライト ロウ オブ ジャパン	1,500 1,500 2,000	著作権法令研究会編著 大山幸房 翻訳	(社)著作権情報センター (社)著作権情報センター (社)著作権情報センター	03-3501-5539 03-3501-5539 03-3501-5539
	著作権関係法令実務提要	20,000	著作権法令研究会	第一法規出版	03-3404-2251
○	著作権法概説	3,000	半田正夫	一粒社	03-3821-3916
○	概説著作権法 著作権法の現代的課題 著作物の利用形態と権利保護 転機にさしかかった著作権制度	2,800 2,678 2,300 2,800	齐藤 博 半田正夫 半田正夫 半田正夫	一粒社 一粒社 一粒社 一粒社	03-3821-3916 03-3821-3916 03-3821-3916 03-3821-3916
	全訂著作権法	2,600	尾中普子	学陽書房	03-3341-9131
	著作権のノウハウ(第三版) 無体財産権法概論 プログラム著作権とは何か	2,884 1,751 721	半田正夫他 紋谷暢男 紋谷暢男	有斐閣 有斐閣 有斐閣	03-3265-6811 03-3265-6811 03-3265-6811
	ニューメディアの著作権	1,854	播磨良承	世界思想社	075-721-6506
○	著作権法の解説	630	千野直邦	一橋出版	03-3392-6021
	知的所有権基本判例(著作権)	5,000	土井輝生	同文館	03-3294-1801
	判例でわかる著作権最新版	3,500	日本著作権協議会	出版ニュース社	03-3262-2076
	実学・著作権上 実学・著作権下	2,163 2,163	鈴木敏夫 鈴木敏夫	サイマル出版会 サイマル出版会	03-3582-4221 03-3582-4221
	知的所有権法入門	2,800	清水幸雄	中央経済社	03-3293-3381
○	著作権法入門	2,300	作花文雄	ぎょうせい	03-5349-6616
○	コンピュータソフトウェア管理の手引 :高校編 コンピュータソフトウェア管理の手引 :大学編	1,000 1,000	文化庁 文化庁	ぎょうせい ぎょうせい	03-5349-6616 03-5349-6616
	ソフトウェアと著作権法	3,500	鳴谷又三郎	講談社	03-5395-3581
	著作権と隣接権	3,605	宮沢溥明	第一書房	03-3815-1072

(注) 区分欄に○印が付いている図書は、初心者が著作権を勉強するのに最も適当な書籍であると考えられる。

# 引用の仕方

## ■例1（割注による引用の方法）

### ◎出所の明示の内容と程度

出所の明示の内容と程度については、著作物の種類及び利用の態様により一律に決めるることはできないが、一般的には著作物の題号と著作者名の表示は最小限度必要と考えられている。

なお、法第35条の教育機関等における複製の場合、加戸守行氏は「法第48条第1項第3号の規定によって、出所の明示をする慣行があるときは、出所の明示義務がかぶりますが、そういう慣行のないときは、出所の明示の必要はございません。もっとも、教育上の見地からすれば、著作者の題号と著作者名とは当然示されしかるべきところでしょう。」と論じている（加戸守行「著作権法逐条講義・新版」P205）。

ここで筆者の意見を述べると、法第35条の制限規定による市販図書等からの複製の許容範囲は、必要最小限度であるため、当然、複製はごく一部分の複製になるものが多いと考えられるが、生徒（受講生）が訓練教材（つまり指導員が作成した自作教材）の内容以外にもっと体系的に関連知識を自学自習したくても、訓練に用いられた教材に出所の明示がなされていなければ、受講生は当該市販図書等を購入し、関連知識を自学自習することはできない。

したがって、教育（訓練）用教材であれば、社会通念上からも当然出所の明示をするべきであると考える。

割注は、割書した注のこととおりである。

### \*出所の明示箇所

出所の明示の箇所については、特に規定はないが、利用する著作物に接着して表示されることが最も適当である。書籍や論文等の引用の場合に、引用部分を括弧で囲み、割注あるいは後注によって著作物の題号、著作者名等を表示するのも認められる。しかし、一般に、卷頭や卷末に参考文献として括して掲げることは適当ではないとされている。

## ■例2（後注による引用の方法）

### ◎出所の明示の内容と程度

出所の明示の内容と程度については、著作物の種類及び利用の態様により一律に決めるることはできないが、一般的には著作物の題号と著作者名の表示は最小限度必要と考えられている。

なお、法第35条の教育機関等における複製の場合、加戸守行氏は「法第48条第1項第3号の規定によって、出所の明示をする慣行があるときは、出所の明示義務がかぶりますが、そういう慣行のないときは、出所の明示の必要はございません。もっとも、教育上の見地からすれば、著作者の題号と著作者名とは当然示されしかるべきところでしょう。」と論じている。（後注1）

ここで筆者の意見を述べると、法第35条の制限規定による市販図書等からの複製の許容範囲は、必要最小限度であるため、当然、複製はごく一部分の複製になるものが多いと考えられるが、生徒（受講生）が訓練教材（つまり指導員が作成した自作教材）の内容以外にもっと体系的に関連知識を自学自習したくても、訓練に用いられた教材に出所の明示がなされていなければ、受講生は当該市販図書等を購入し、関連知識を自学自習することはできない。

したがって、教育（訓練）用教材であれば、社会通念上からも当然出所の明示をするべきであると考える。

### 後注1（加戸守行「著作権法逐条講義・新版」P205）

なお、後注の場合、引用している章の文末あるいは引用している節の文末に出所の明示をするのが通例である。

### \*出所の明示箇所

出所の明示の箇所については、特に規定はないが、利用する著作物に接着して表示されることが最も適当である。書籍や論文等の引用の場合に、引用部分を括弧で囲み、割注あるいは後注によって著作物の題号、著作者名等を表示するのも認められる。しかし、一般に、卷頭や卷末に参考文献として括して掲げることは適当ではないとされている。

### ■例3（脚注による引用の方法）

#### ◎出所の明示の内容と程度

出所の明示の内容と程度については、著作物の種類及び利用の態様により一律に決めることはできないが、一般的には著作物の題号と著作者名の表示は最小限度必要と考えられている。

なお、法第35条の教育機関等における複製の場合、加戸守行氏は「法第48条第1項第3号の規定によって、出所の明示をする慣行があるときは、出所の明示義務がかぶりますが、そういう慣行のないときは、出所の明示の必要はございません。もっとも、教育上の見地からすれば、著作者の題号と著作者名とは当然示されしかるべきところでしょう。」と論じている。（脚注1）

ここで筆者の意見を述べると、法第35条の制限規定による市販図書等からの複製の許容範囲は、必要最小限度であるため、当然、複製はごく一部分の複製になるものが多いと考えられるが、生徒（受講生）が訓練教材（つまり指導員が作成した自作教材）の内容以外にもっと体系的に関連知識を自学自習したくても、訓練に用いられた教材に出所の明示がなされていなければ、受講生は当該市販図書等を購入し、関連知識を自学自習することはできない。

したがって、教育（訓練）用教材であれば、社会通念上からも当然出所の明示をするべきであると考える。

#### 脚注1（加戸守行「著作権法逐条講義・新版」P205）

なお、脚注（本文の下方につける注釈）の場合、引用している頁の脚注に出所の明示をすることである。

#### \*出所の明示箇所

出所の明示の箇所については、特に規定はないが、利用する著作物に接着して表示されることが最も適当である。書籍や論文等の引用の場合に、引用部分を括弧で囲み、割注あるいは後注によって著作物の題号、著作者名等を表示するのも認められる。しかし、一般に、卷頭や卷末に参考文献として一括して掲げることは適当ではないとされている。

# (著作物使用許諾申込書雛形)

## 著作物使用許諾申込書

平成 年 月 日

○○○○○先生

申	〒 (フリガナ) 住 所
込 人	印 (フリガナ) 氏 名
	電話番号

先生の著書を下記により使用させて頂くことを希望する者であります。

つきましては、業務ご多忙の折から恐縮でございますが、この件につきましてのご可否を承りたく、  
来る〇月〇日までにご回答をいただければ幸甚に存じます。

記

①使用する著作物	
②著作者名	
③使用 の趣旨 ・態様 など	
④複製箇所	
⑤使用料	

## (著作物使用許諾申込書の記載例)

### 著作物使用許諾申込書

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇先生

申	(フリガナ) サガミハラシモトダイ 住 所 相模原市橋本台4-1-1
込	(フリガナ) サガミハラタケル 氏 名 相 模 原 太 郎 印
人	電話番号 0427-63-9251

先生の著書を下記により使用させて頂くことを希望する者であります。  
つきましては、業務ご多忙の折から恐縮でございますが、この件につきましてのご可否を承りたく、  
来る〇月〇日までにご回答をいただければ幸甚に存じます。

記

①使用する著作物	能力開発読本
②著作者名	能力 太郎
③使用 の趣旨 ・態様 など	用途：教材（授業用） 受講対象：在職労働者 受講数：15人程度 訓練時間：20時間 複製の部数：15部 態様：コピーしたものをホッチキスでとめて使用する
④複製箇所	P. 10～P. 20
⑤使用料	別途協議をさせて頂きます

## (記入上の注意事項)

### 著作物使用許諾申込書

1. 「著作物使用許諾申込書」の送付先は、使用する著作物を出版している出版社とし、申込書の宛先は著作権者（通常は著作者）名を記入する。
2. 「申込人」の欄は、必ず住所、氏名、電話番号を漏れなく記入する。
3. 「使用する著作物」の欄は、使用する図書名等（市販図書名・メーカーのマニュアル名・仕様書名等）を記入する。
4. 「著作者名」の欄は、使用する図書名等の著作者名（メーカーのマニュアル・仕様書は、当該メーカーの法人名）を記入する。
5. 「使用の趣旨・態様など」の欄は、用途、複製の部数、態様等をできるだけ具体的に記入する。
6. 「複製箇所」欄は、複製の箇所をP○～P○と具体的に記入する。
7. 「使用料」欄は、「別途協議をさせて頂きます。」と記入し、著作権者と協議する。  
(注) 使用料は、原則的には著作権者が任意に決めるものであり、統一的基準はない。
8. その他（日本複写権センターに複製の許諾を委託している著作物の申込み方法）  
日本複写権センターは、権利者から複写に関する権利の委託を受け、利用者から使用料を徴収して複写の許諾を与える役割を果たしています。  
従って、使用する著作物の奥付に「日本複写権センター委託出版物」と記載されている場合は、  
日本複写権センター：〒106 東京都港区北青山3-3-7  
TEL 03-3401-2382に申し込むことになります。  
但し、利用の態様は、複写機などを用いてコピーし、そのまま利用する場合である。  
したがって、ワープロなどで複製して利用する場合は、著作権者に申し込むことが必要になる。

## 出版社に対する依頼文の例

平成〇年〇月〇日

株式会社 ○○○○出版 御中

〒229-11

住所：相模原市橋本台4-1-1  
氏名：相模原 太郎 印  
電話番号：0427-63-9251

### 著作物使用許諾のお取り計らいについて

時下、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、貴社の出版物を別添「著作物使用許諾申込書」のとおり使用させていただくことを希望する者であります。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮ですが、貴社から当該著作物の著作権者に使用許諾についてお取り計らいをしていただきますようお願い申しあげます。

記

送付書類：「著作物使用許諾申込書」 1通

# 著作権法（抄）

公布 昭和四十五年法律第四十八号  
最近改正 平成八年法律第百・十七号  
原文は縦書き

## 第一章 総則

### 第一節 通則

#### （目的）

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範圍に属するものをいう。

二 著作者 著作物を創作する者をいう。

三～十 （省略）

十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

十二～十四 （省略）

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ～ロ （省略）

十六 （省略）

十七 有線送信 公衆によって直接受信されることを目的として有線電気通信の送信（有線電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信を除く。）を行うことをいう。

十八～二十一 （省略）

2～4 （省略）

5 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

## 第二章 著作者の権利

### 第一節 著作物

#### （著作物の例示）

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

二 音楽の著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

- 五 建築の著作物
  - 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
  - 七 映画の著作物
  - 八 写真の著作物
  - 九 プログラムの著作物
- 2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。
- 3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
- 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
  - 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
  - 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。
- (二次的著作物)
- 第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。
- (編集著作物)
- 第十二条 編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。
- 2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。
- (データベースの著作物)
- 第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。
- 2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。
- (権利の目的とならない著作物)
- 第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。
- 一 宪法その他の法令
  - 二 国又は地方公共団体の機関が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
  - 三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行なわれるもの
  - 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国又は地方公共団体の機関が作成するもの
- 第二節 著作者
- (著作者の推定)
- 第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆号、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。
- (職務上作成する著作物の著作者)
- 第十五条 法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。
- 2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。
- 第三節 権利の内容
- 第一款 総則
- (著作者の権利)
- 第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作

者人格権」という。)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下「著作権」という。)を享有する。

2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方法の履行をも要しない。

#### 第二款 著作者人格権

##### (公表権)

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。次項において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 (省略)

##### (氏名表示権)

第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

2～3 (省略)

##### (同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 (省略)

#### 第三款 著作権に含まれる権利の種類

##### (複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

##### (上演権及び演奏権)

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。

##### (放送権、有線送信権等)

第二十三条 著作者は、その著作物を放送し、又は有線送信する権利を専有する。

2 (省略)

##### (口述権)

第二十四条 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

##### (展示権)

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

##### (上映権及び頒布権)

第二十六条 著作者は、その映画の著作物を公に上映し、又はその複製物により頒布する権利を専有する。

2 (省略)

##### (貸与権)

第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)をその複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

##### (翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

##### (二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第二十八条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

#### 第五款 著作権の制限

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となっている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とする場合には、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製するときを除き、その使用者が複製することができる。

2 (省略)

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(教科用図書等への掲載)

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校又は高等学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であって、文部大臣の検定を経たもの又は文部省が著作の名義を有するものをいう。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3～4 (省略)

(学校その他の教育機関における複製)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(試験問題としての複製)

第三十六条 公表された著作物は、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる。

2 営利を目的として前項の複製を行なう者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用する場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

- 一 第三十条第一項又は第三十三条から第三十五条まで 翻訳、編曲、変形又は翻案
- 二 第三十一条第一号、第三十二条、第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項、第四十条第二項又は前二条 翻訳

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

第四十七条の二 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 (省略)

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

- 一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合
  - 二 第三十四条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用する場合
  - 三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。
- 2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。
  - 3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。  
(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。

- 一 第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十五条、第三十七条第二項、第四十一条、第四十二条又は第四十四条第一項若しくは第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物を公衆に提示した者  
二～四 (省略)
- 2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行ったものとみなす。
  - 一 第三十条第一項、第三十一条第一号、第三十五条、第三十七条第二項、第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によって当該二次的著作物を公衆に提示した者  
二～三 (省略)

### 第三章 出版権

#### (出版権の設定)

第七十九条 第二十一条に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権者」という。）は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

- 2 複製権者は、その複製権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。

#### (出版権の内容)

第八十条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

- 2 (省略)
- 3 出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない。

### 第八章 罰則

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条（第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物又は実演等の複製を行った者を除く。）  
二 (省略)